

## 第73回(令和4年度第1回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和4年5月18日(水) 9時00分～10時05分

2 場所 札幌市役所18階 第4常任委員会会議室

3 諮問事項

【諮問第145号】(総務局行政部行政情報課)

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- (2) 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- (3) その他審議が必要な事項について

4 議題

- (1) 審議会への諮問
- (2) 運用状況の公表
- (3) 存否応答拒否の審議会への報告
- (4) 保護法の不開示部分と札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「公開条例」という。)の不開示部分の整合性の確保

5 出席者

(1) 委員(五十音順)

奥谷 直子	金子 長雄	栗原 正仁	嶋 拓哉
難波 徹基	秦 博美	米田 雅宏	

(2) 実施機関・事務局(以下「実施機関」という。)

総) 行政部長	城戸崎
総) 行政情報課長	須田
総) 個人情報担当係長	伊藤
総) 情報公開担当係長	阿保
総) 個人情報担当係	堀内

## 6 議事の概要

### (1) 開会

### (2) 諮問事項の審議

- 実施機関から「4 議題」の(1)～(4)について審議資料に基づいて説明を受けた後、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び実施機関との質疑内容は、以下のとおり。

#### **審議会への諮問**

- ・ 資料3ページに書いてある「①本人以外からの収集、②思想・信条・宗教等の情報の収集、③目的外の利用・提供、④電子計算機処理の開始・変更、⑤電子計算機の結合による提供」については審議会に諮問する必要がなくなる。このため、条例改正等の特別な事項を除けば、審議会の主な審議対象に当たるのは、マイナンバー利用に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検ぐらいという理解でよいか？

→ そのとおりである。

- ・ 事務手続のデジタル化の進展を踏まえると、電子計算機処理の開始事案等を審議対象から除外するのは合理的であると考えます。

#### **[審議会の結論]**

⑦審議会への諮問について、施行条例に「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に審議会に諮問する旨を規定すること、⑧審議会の所掌事務を規定する札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）についても所要の改正を行うことは、妥当である。

#### **運用状況の公表 / 存否応答拒否の審議会への報告**

- ・ 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「保護条例」という。）第52条に「市長は、毎年1回、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。」と定められているが、市長が記者会見で公表しているのか？

→ 個人情報保護制度の運用状況の公表については、個人情報開示請求の件数や全部開示決定・一部開示決定等の件数などについて、審議会に報告するとともに札幌市公式ホームページに掲載しており、市長の記者会見では公表していない。

- ・ 存否応答拒否について、保護条例第19条第2項に「実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。」と定められているが、審議会の開催回数が減るため、速やかに報告することができなくなると思われる。この点について、施行条例でどのように規定するのか？

→ 施行条例に年1回運用状況を審議会に報告する旨を規定し、この報告の中で存否応答拒否の件数、事案の概要等をまとめて報告することとしたい。このため、施行条例には保護条例第19条第2項のような規定は設けない方向で検討している。

#### [審議会の結論]

㊦個人情報保護制度の運用状況について、市長が年1回公表する旨を施行条例に規定すること、㊧この運用状況について、審議会に年1回報告する旨を施行条例（情報公開制度の運用状況については公開条例）に規定すること、㊨存否応答拒否の審議会への報告について、年1回の運用状況の報告の中で件数や事案の概要等を報告することは、妥当である。

### 保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保

#### 〈公務員等のプライバシー等について〉

- ・ 資料9ページに、保護法に合わせて公開条例第7条第1号ウの「（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）」という規定（以下「思想信条規定」という。）を削除する旨が書いてある。これにより、公務員等の職務の遂行に係る情報（公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容をいう。以下同じ。）は例外なく開示されることとなるため、情報公開が進む反面、公務員等のプライバシーの侵害となるおそれはないか？

→ 公務員等のプライバシーに係る情報については、当該公務員等の職務遂行の内容そのものではないため、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に該当しないという整理をしている。そのため、公務員等のプライバシーに係る情報は不開示となるため、プライバシー侵害のおそれはないと考えている。なお、現在も公務員等のプライバシーに係る情報は、同様の整理により不開示としており、現行の取扱いを変更するものではないことを付言する。

- ・ 公開条例の思想信条規定を削除したとしても公務員等のプライバシーに係る情報は不開示となるということは、そもそも公開条例の思想信条規定は設ける必要がなかったと

ということか？

→ 公文書公開請求の対象公文書の中に公務員等の思想信条に係る情報が含まれていることがほとんどないため、思想信条規定を適用した事例はこれまでのところ見当たらない。そのため、今となっては公開条例の思想信条規定を削除しても支障はないと考える。

- ・ 公開条例の思想信条規定を適用した事例が見当たらないとの説明があったが、具体的にどのような情報を想定して思想信条規定を設けたのか？

→ 思想信条規定を設けた当時は、学校の職員会議で日の丸・君が代が議題となった場合の議事録等に対して公文書公開請求がなされた事案を想定していた。

### 〈公務員等の氏名について〉

- ・ 公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の氏名は、公開条例を改正しても開示することに変わりはないか？

→ 公開条例を改正しても、これまでと同様に開示する。

- ・ 保護法では公務員等の氏名を職務遂行の内容に含めて開示することとしている一方、公開条例及び施行条例では公務員等の氏名を職務遂行の内容に含めず、別途公務員等の氏名を開示する旨を規定するという理解でよいか？

→ 公務員等の職務の遂行に係る情報は、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容の3つで構成されている。保護法では、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容を開示すると規定しているため、公務員等の氏名は規定上は不開示となる。ただし、国においては省庁間の申し合わせにより慣行として公務員等の氏名を開示する運用としている。札幌市では、公務員等の氏名について、運用により開示するのではなく公開条例及び施行条例の規定により開示する方針である。

### 〈公務員等の職務経歴情報について〉

- ・ 公文書公開請求の対象公文書に、退職した公務員等の入庁以来の職務経歴情報が書いてある場合、当該情報は公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらないと思われるが、開示・不開示の判断はどうしているか？

→ 誰がいつどの部署で公務に携わっていたかという情報は市民に説明すべきであると考え、公務員等が退職したかどうかに関わらず職務の遂行に係る情報として開示している。

- ・ 公務員等の職務経歴情報が市の事務・事業と関連付けて書いてある場合は、これを開示して問題ないと思うが、市の事務・事業との関連がないかたちで書いてある場合も開示して問題ないか？

→ 市が毎年発売し、公表している役職者名簿に役職者の職務経歴情報が掲載されていることもあるため、市の事務・事業との関連がない場合であっても職務経歴情報を開示して問題ないと考えている。

- ※ この点について、公務員等の職務経歴情報などの開示情報の範囲を狭めることは望ましくないが、開示に当たっての考え方については、他都市の例も調べた上で改めて整理し、次回の審議会で報告を受けることとなった。

### 〈不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報等について〉

- ・ 資料10ページに、保護法第78条第1項第6号では「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」のある情報を不開示とする旨が規定されており、公開条例第7条第4号にこの不開示規定を追加する旨が書いてあるが、具体的にどのような情報が不開示となるのか？

→ 国から提供された事務対応ガイドの解釈では「未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す」とされている。

- ・ 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」という文言では曖昧であるため、公開条例では国の解釈を引用して「未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」という規定にしてはどうか？

→ 公開条例の規定についてはできるだけ保護法の規定に合わせて改正したいと考えている。このため、公開条例には「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」と記載することとしたい。他方で、ご懸念の内容ももっともであると考えられることから、当該規定が拡大解釈されることのないよう、実施機関で作成予定の運用マニュアルにおいて、具体的な解釈を明記して厳格に運用していきたい。

- ・ 公開条例の規定を保護法の規定に合わせることは妥当だと思うが、運用マニュアルの作成に当たっては、包括的な不開示規定である保護法第78条第1項第7号（その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの）及び公開条例第7条第5号オ（アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業

の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの) についても拡大解釈されることがないように留意してほしい。

→ 運用マニュアルを作成する際は、それらの点に留意したい。

#### **[審議会の結論]**

保護法の不開示部分と公開条例の不開示部分の整合性の確保について、次の基本的な考え方に基づき対応することは、妥当である。

- ㊦ 原則、公開条例の規定をこれに対応する保護法の規定に合わせる。
- ㊧ 公開条例においてこれに対応する保護法の規定よりも不開示情報の範囲を狭くする規定がある場合は、公開条例ではこの規定を残し、保護法の施行条例により不開示情報の範囲を狭める。
- ㊨ 改正後の公開条例により不開示情報の範囲が広がることのないように運用する。

#### (3) 閉会